

調整池に関する協定書

桑名市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が桑名市地内において設置した末尾記載（別添図示）の調整池及び附帯施設（以下「調整池等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（所有権移転）

第1条 乙は、開発行為に関する公共施設の管理を前提とした甲の検査を完了したのち、公共施設の用地については、原則として工事完了公告の翌日をもって、調整池等の所有権を甲に移転するものとする。

（管理開始時期）

第2条 甲は、前条に規定する工事完了公告の翌日から、調整池の管理を開始する。

（管理の所管）

第3条 甲は、前条に規定する日から、調整地の管理を に置くことを定め、管理の開始日より10日以内にこの旨乙に文書で通知する。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため本書2通作成し甲、乙記名押印の上各自その1通を保有する。

年 月 日

三重県桑名市中央町二丁目37番地

甲 桑名市長

乙

調整池等の明細

調整池用地  
所在 桑名市

調整池の概要  
構造等

流末水路の概要  
所在

構造等